

組合員 各位

兵庫県自動車事業協同組合  
理事長 松田 菊次



## ETCカードに関する各種申込書及び届出書の押印見直し等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本組合の事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本組合では組合員の皆様から押印を求めていた ETCカードに関する各種手続きについて、事務手続きの簡略化及び負担軽減を図るため、一部の手続きを除き押印を廃止することとし、本組合から組合員様に発信する文書のうち権利義務の得喪に関わりのないものについて、押印を省略することとします。

なお、押印を省略する文書には、発信者名の下に「(押印省略)」と記載いたします。

また、本組合から組合員様へ ETCカード (ETCコーポレートカード及び JCB ETCスルーカード N) を簡易書留もしくはレターパックプラスで郵送した場合は到着履歴が確認できますので、この場合に限り、コーポレートカード受取書 (様式第 4 号) または ETCクレジットカード受取書 (様式第 6 号) は不要とします。

以上につきご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 1 ETCカード利用申込書等指定様式のうち押印を廃止する様式

- ・ (様式第 1 号) コーポレートカード利用申込書
- ・ (様式第 2 号) ETCクレジットカード利用申込書
- ・ (様式第 4 号) コーポレートカード受取書
- ・ (様式第 6 号) ETCクレジットカード受取書
- ・ (様式第 11 号) ETCカード再発行申込書
- ・ (様式第 13 号) 登録車両入替届
- ・ (様式第 14 号) コーポレートカード追加発行申込書
- ・ (様式第 15 号) ETCクレジットカード追加発行申込書
- ・ (様式第 16 号) コーポレートカード交換申込書
- ・ (様式第 18 号) 届出事項変更届

### 2 実施時期

令和 5 年 10 月 1 日

### 3 補足事項

ETCカードに関する各種申込書及び届出書の様式が押印欄の無いものに更新された後であっても、過去に入手または印刷した押印欄のある様式を使用し、任意で押印していただくことは差し支えありません。引き続き押印を求める様式であっても、今後、見直しをする場合があります。

ETCカードの利用に関する規約及び指定様式集 (様式第 1 号～様式第 18 号) は、組合ホームページアドレス <https://hj-k.or.jp> の組合員様専用ページ (パスワード: hjk55) から、ダウンロードできます。